

# 一 般 会 計 収 支 予 算 書

平成28年度（自平成28年4月1日）  
至平成29年3月31日）

(単位：千円)

科 目	平成28年度 予 算	前 年 度 予 算 額	差 額	前 年 度 決 算 額	備 考
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
① 会費収入					
正 会 員	6,100	5,800	300	5,880	
賛 助 会 員	3,000	3,200	△ 200	2,970	
入 会 金	200	200	0	100	
分 担 金	25,500	26,000	△ 500	25,011	
会費収入計	34,800	35,200	△ 400	33,961	
② 事業収入					
品質表示ラベル頒布事業収入	2,000	2,800	△ 800	2,358	
商標権使用料収入	1,900	1,500	400	1,502	
企画広報事業収入	3,000	2,000	1,000	4,053	(注1)
I A認定試験事業収入	3,700	4,000	△300	3,682	(注2)
品質管理収入	21,300	21,100	200	20,970	
出版事業収入	1,500	1,500	0	1,052	
事業収入計	33,400	32,900	500	33,617	
③ 雑収入					
受 取 利 息	0	0	0	4	
そ の 他	0	0	0	0	
雑収入計	0	0	0	4	
事業活動収入計	68,200	68,100	100	67,582	
2. 事業活動支出					
① 事業費					
品質表示ラベル頒布事業費	2,000	2,600	△ 600	2,177	
企画広報事業費	10,400	9,250	1,150	11,292	(注1)
I A認定試験事業費	3,000	2,900	100	3,051	(注2)
品質管理事業費	20,100	20,350	△ 250	20,323	
知的財産事業費	200	300	△ 100	151	
出版事業費	1,799	1,000	799	0	
事業費支出計	37,499	36,400	1,099	36,994	

(注1) 技能評価試験事業は、当会計年度より、企画広報事業から特別会計へと分離した。ただし、前年度予算額、前年度決算額については、企画広報事業に含まれている。

(注2) I A認定試験事業は、当年度より企画広報事業より分解して独立項目としている。これに伴い前年度予算額、前年度決算額も分解して、対応金額を表示している。

科 目	平成28年度 予 算	前 年 度 予 算 額	差 額	前 年 度 決 算 額	備 考
② 管 理 費					
役 員 報 酬	4,200	4,200	0	4,200	(注3)
給 与 手 当	8,980	10,450	△ 1,470	10,446	
通 勤 手 当	700	700	0	718	
法 定 福 利 費	650	600	50	643	
家 賃 費	3,050	3,050	0	3,015	
水 道 光 熱 費	240	240	0	238	
研 究 費	200	250	△ 50	194	
会 議 費	3,370	3,900	△ 530	3,903	
旅 費	2,000	1,900	100	2,011	
交 通 費	300	170	130	293	
通 信 費	280	650	△ 370	275	
租 税 公 課	70	150	△ 80	70	
団 体 賦 課 金	1,000	1,000	0	993	
印 刷 文 具 費	400	430	△ 30	383	
新 聞 図 書 費	160	150	10	164	
支 払 手 数 料	170	170	0	175	
消 耗 器 具 備 品 費	100	100	0	105	
慶 弔 費	50	30	20	66	
交 際 費	300	300	0	278	
業 務 委 託 費	1,580	1,580	0	1,571	
リ ー ス 料	600	480	120	560	
貸 倒 引 当 金 繰 入 費	0	0	0	5	
推	1,200	1,200	0	1,193	
管理費支出計	29,600	31,700	△ 2,100	31,499	
③ 特別会計繰入金支出	501	0	501	0	
事業活動支出計	67,600	68,100	△ 500	68,493	
事業活動収支差額	600	0	600	△ 911	
II 投資活動収支の部					
III 財務活動収支の部					
IV 予備費支出					
当期収支差額	600	0	600	△ 911	
前期繰越収支差額	14,162	15,073	△ 911	15,073	
次期繰越収支差額	14,762	15,073	△ 311	14,162	

(注3) 技能評価試験特別会計設置に伴い、給与手当の一部の金額を特別会計の負担としている。